

監 査 報 告 書

平成25年6月25日

地方独立行政法人三重県立総合医療センター
理事長 高瀬 幸次郎 様

地方独立行政法人三重県立総合医療センター

監 事

佐々木 伸一



監 事

早 川 宏 宏



私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定に基づき、
地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成24年4月1日から平成25年3
月31日までの第1期事業年度における業務及び会計について監査いたしました。その
結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私たち監事は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター監事監査規程に従い、理
事会に出席するほか、理事等から業務運営の報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、
重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務及び財産の状況を調査
し、財務諸表、事業報告書並びに決算報告書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く）は、法人の財政状態、運営状況、
キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況を正しく示し
ているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令等に適合し、かつ、法人財産の状況そ
の他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認めら
れません。
- (5) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示して
いるものと認めます。
- (6) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為または法令等に違反する重大な事実は
認められません。

なお、理事と法人間の利益相反取引、理事の法人業務以外の金銭上の利益を目的とする業務の実施、重要な財産の取得、処分及び管理、法令違反行為並びに業
務上の事故等についても理事の義務違反は認められません。

- (7) 平成24年11月及び12月に実施した実地監査（業務監査・会計監査）で指
摘した課題については、病院職員の努力により改善が進んでいるものと認めま
す。

しかしながら、単年度では解決できない個々の課題も残されており、引き続き
改善に向けた取組を行っていく必要があります。

以 上